

平成27年度 八王子市生涯学習関連事業評価 評価基準

所管課評価	評価	定義	判断基準
	A	事業目標を達成した	目標を達成し、事業の内容が充実した。
	B	事業目標をほぼ達成できた	目標におおむね到達し、事業の水準が維持された。
	C	事業目標をあまり達成できなかった	目標に到達せず、事業への取り組みが十分と言えなかった。
	D	事業目標を達成できなかった	事業の実施結果が目標を大きく下回り、事業への取り組みが従前より後退した。
方向性	継続	事業の継続・維持を目指す。	
	休止	隔年開催などを含め、継続事業であるが本年については休止となる場合。	
	廃止・終了	対象事業を廃止・終了する場合。	
事業の実施形態	市単独	市単独での生涯学習事業	
	委託	市民団体等※への委託を伴う生涯学習事業（印刷業務のみ等は除く）	
	補助	市民団体等※への財政的支援を伴う生涯学習事業	
	共催	市民団体等※と共に主催者となる生涯学習事業	
	実行委員会	市民団体等※と市が実行委員会や協議会を構成し行う生涯学習事業	
	指定管理者	指定管理者が企画・運営を行う生涯学習事業	
	その他	上記に該当しない協働形態	
対象者	全員	対象者制限なし	
	障害者	各障害者手帳を交付されている者	
	高齢者	おおむね60歳以上	
	成人	おおむね18歳以上60歳未満	
	子ども	おおむね6歳以上18歳未満	
	乳幼児	おおむね6歳未満	
	保護者	乳幼児・子どもの保護者 等	
評価指標項目	評価指標項目を設定する。		
	応募者・参加者の人数	応募者・参加者の人数を増やすことを評価の指標とする。	
	参加者の満足度	参加者に対するアンケート結果等により参加者の満足度の高低を評価の指標とする。	
	事業の拡大	事業を前年度より拡大することを評価の指標とする。	
	協働事業の推進	市民、市民団体等との協働を推進することを評価の指標とする。	
	コスト削減	コストを削減しつつ最大限の効果を発揮することを評価の指標とする。	
	その他	自由記述	

※市民団体等とは…市民、市民団体、ボランティア団体、企業、大学等